

綾部市と国立大学法人京都工芸繊維大学との包括連携に関する協定書

綾部市と国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「双方」という。）は、相互の連携により、産業の振興及び地域の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、双方が相互に連携・協力を深め、人的、物的、知的資源を交流・活用し、産業振興、文化振興、まちづくり等、地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 双方は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域産業の振興、創出及び支援に関する事
- （2）産学公の連携に関する事
- （3）人材の育成、交流に関する事
- （4）文化、教育の振興に関する事
- （5）まちづくりの推進に関する事

（守秘義務）

第3条 双方は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年後の日が属する年度末とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 連携の具体的事項及びその他必要な事項については、双方が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

綾部市若竹町8番地の1
綾部市

市長

山崎善也



京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
国立大学法人京都工芸繊維大学

学長

石山正徳

